「別紙(二)」

覚書

一、大江印刷株式会社従業員ハ全国労働組合同盟全国印刷労働組合加盟ノ自由ヲ有スルモノトス

二、当会社ハ全国労働組合同盟全国印刷労働組合ヲ公認シ団体交渉ヲ認ムルモノト

三、（以下三箇ハ別紙(一)ノ三、四、五箇ニ全シトセラルルニ付省略ス）

四、

五、

六、会社ハ従業員ヲ採用スル場合ハ組合ノ同意ヲ要ス

七、二ツ以上ノ組合カ当セル場合ハ双方組合代表者会議ヲ以テ出席員同数ニ減ルコト

以上

6.5.15
労 2453

警秘第一八四二號
昭和六年五月十二日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏殿
社會局長官 殿
各廳府縣長官 殿（八大廳府縣）

時事新報社発送部爭議ニ関スル件（発生）

要旨

(一) 従業員中ノ会員ハメーデー當日ヲ全員ストライキニ進ムコト殊更ニ過當ナル待遇改善ヲ要求シ提出セリ

(二) 職圀武漢ヲ重ネクルニ際シ従業員ハ特ニ職場會議ヲ持ツ労働歌ヲ高唱シ気勢ヲアゲツツアリ

標記爭議ノ件左ノ通リ

記

四、三六解決五、三〇
ストニ入ル
六、八
全協加入